

# 安来地区電線共同溝 P F I 事業

## 代替技術提案要領

平成29年10月

国土交通省中国地方整備局

## 目次

第 1	総則 .....	1
第 2	代替技術提案の範囲 .....	1
第 3	代替技術提案に関する採否 .....	1
第 4	代替技術提案に関するスケジュール .....	2
第 5	代替技術提案に関する質問回答 .....	2
第 6	代替技術提案書の提出 .....	3
	( 1 ) 代替技術提案書の提出 .....	3
	( 2 ) 代替技術提案書作成に関する留意事項 .....	3
第 7	代替技術提案審査及び審査結果の通知 .....	4
	( 1 ) 代替技術提案審査 .....	4
	( 2 ) 代替技術提案審査結果の通知 .....	5
第 8	設計業務の実施 .....	5
第 9	責任の所在 .....	5
	( 1 ) 代替技術提案に関する責任の所在 .....	5
	( 2 ) 詳細設計（参考）に関する責任の所在 .....	5
第 1 0	費用の負担 .....	5
第 1 1	代替技術提案が実施できない場合 .....	5
第 1 2	提案内容の保護 .....	6
第 1 3	著作権 .....	6
第 1 4	問合せ先 .....	6

## 第1 総則

本「代替技術提案要領」は、中国地方整備局が、安来地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

本事業において、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）は、中国地方整備局が求める機能・性能を低下させることなく、事業費及び整備期間を縮減し、事業対象区域において整備する電線共同溝等（以下「本施設」という。）の価値を高めるため、詳細設計（参考）を変更する提案又は詳細設計（参考）を参考としない任意提案（以下あわせて「代替技術提案」という。）を行うことができることとしている。代替技術提案を行おうとする者は、本「代替技術提案要領」の内容を踏まえ、提案を行うこと。

なお、代替技術提案は応募者の権利であるため、代替技術提案書の提出の有無及び代替技術提案の採否については入札参加要件としない。

## 第2 代替技術提案の範囲

代替技術提案の範囲は、詳細設計から施工方法、工事材料等施設の建設に係る部分に限るものとし、すでに完了している詳細設計（参考）に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 機能、性能、品質が低下するもの
  - 工期の延長を伴うもの
  - 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
  - 情報ボックスを電線共同溝へ取り入れること
  - 用地買収を伴うもの
  - 入線業者に不利益を与えるもの
  - 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
- から に掲げるもののほか、これらに類するもの

なお、上記に該当する場合でも、設計から維持管理までのライフサイクルコストを縮減し、本施設の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りでない。

## 第3 代替技術提案に関する採否

応募者から提出された代替技術提案書等について、PFI審査会において各代替技術提案の採否を行う。この時点では、代替技術提案の優劣の評価や採点等を行わないが、一体として評価することが適当と思われる代替技術提案については1つの提案とみなす。

代替技術提案採否結果は、当該代替技術提案を行った応募者に個別に回答するが、代替技術提案の採用が認められなかった応募者は、代替技術提案の不採用の理由について、中国地方整備局に説明要求を行うことができる。なお、代替技術提案採否結果に

対する不服申立ては受け付けない。

代替技術提案の採用が認められた応募者は、原則としてこれを反映した第二次審査提出書類を提出する。また、代替技術提案が採用されなかった場合は、中国地方整備局が示した詳細設計（参考）により作成した第二次審査提出書類を提出する。ただし、代替技術提案書等の提出の有無及び代替技術提案の採否については応募者が備えるべき要件等としない。

なお、応募者は、採用が認められなかった代替技術提案や事前に代替技術提案として提出すべきであった内容を、第二次審査提出書類の提出時に改めて提案又は追加で提案してはならない。第二次審査提出書類の提出時に、これらの追加提案等がなされた場合、中国地方整備局はこれらの提案を一切評価しない。

第二次審査提出書類の提出後、第二次審査提出書類に反映された代替技術提案について、有識者等委員会において「事業者選定基準」（入札説明書 添付 7）に示す評価基準に従って評価する。

#### 第 4 代替技術提案に関するスケジュール

代替技術提案に関するスケジュールは、次のとおりとする。

日程	実施事項
平成29年10月 3 日	入札公告
平成29年10月 4 日	入札説明書等の交付
平成29年10月 4 日～平成29年10月12日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第 1 回）
平成29年10月19日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第 1 回）
平成29年10月26日	参加表明書等及び代替技術提案書の受付
平成29年11月13日	競争参加資格審査結果及び代替技術提案確認結果の通知
平成29年11月15日～平成29年11月22日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第 2 回）
平成29年11月29日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第 2 回）
平成29年12月15日	入札書及び事業提案書の提出期限
平成30年 1 月25日（予定）	落札者の決定

#### 第 5 代替技術提案に関する質問回答

中国地方整備局は、代替技術提案及び本「代替技術提案要領」に関する質問を、以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成29年10月 4 日（水）から10月12日（木）午後 5 時まで

提出先：第14の問合せ先

作成方法：「代替技術提案に関する質問書」（「様式集」（入札説明書 添付 3）様式17）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第14の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

回答方法：代替技術提案及び本「代替技術提案要領」に関する質問に対する回答は、平成29年10月19日(木)に質問者にのみ個別に行い、回答書は非公開とする。また、代替技術提案及び本「代替技術提案要領」に関する質問に対する回答書は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力をもつものとし、再質問については認められない。

## 第6 代替技術提案書の提出

### (1) 代替技術提案書の提出

代替技術提案を行う応募者は、次に示す各様式の書類並びにPFI審査会が判断できる資料及び図面等を添付して提出すること。

提出日時：平成29年10月26日(木)午後5時00分まで

提出先：第14の問合せ先

提出部数： は1部、 ~ はまとめてA4縦長左ホッチキス綴じとしたうえで15部、  
はCD-ROMに保存し1部提出する。

提出方法：次に示す提出物を、入札参加表明書及び第一次審査提出書類(「様式集」(入札説明書添付3)様式5~様式16)とあわせて持参又は郵送(書留郵送に限る。)により提出する。

その他：代替技術提案書(様式例)は、必ずしも示された様式を用いる必要はなく、応募者の任意様式として良い。ただし、様式例に示されている提案目的、提案の概要、詳細設計(参考)との相違点、期待される効果及び提案の確実性など必要な事項は必ず記載すること。また、1提案につきA4用紙1枚とすること。

書類名	様式集 (入札説明書 添付3)	提出部数
代替技術提案書提出届	様式 18	1
代替技術提案総括表	様式 19	15
代替技術提案書	様式 20	15
代替技術提案審査結果通知書	様式 21	15
その他必要に応じた資料、図面		15
上記 ~ を保存した CD-ROM		1

様式20は様式例として示すが、任意様式による提案も可能とする。

### (2) 代替技術提案書作成に関する留意事項

代替技術提案書の作成にあたっては以下の点に留意すること。なお、落札者以外の者から提出された代替技術提案書及び添付資料等は、落札者決定後返却する。

様式の枚数は提案数の枚数(補足資料は除く)とする。(1提案1枚)

記載する内容は、技術提案事項に特化したもののみでよい。この際、詳細設計(参考)に追加する、あるいは代える等が明確に分かる表現とすること。

提案内容の記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避ける。

新技術・新工法を使用する場合、NETIS番号等を記入すること。

変更箇所について、詳細設計（参考）と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述がない場合は代替技術提案として認めない。

提案の概要：提案項目の内容について簡潔に記載すること。ただし、本事項の記載がない代替技術提案は評価しないことがある。

詳細設計（参考）との相違点：詳細設計（参考）との相違点について簡潔に記入すること。なお、明確な記載がないものについては評価をしないことがある。

期待される効果：代替技術提案の内容により、どのような効果が得られるか、また、代替技術提案の確実性について簡潔に記載すること。明確な記載がない代替技術提案は評価しないことがある。

提案に関する具体的な内容：上記で記載した技術提案事項について、具体的な内容（設計方針、工種別、部位、施工範囲、施工時期、材料（製品名）、機器名、期間等も含む）について簡潔に記載すること。ただし、本事項の記載がない代替技術提案は評価しないことがある。

下記に該当する場合は、評価をしないことがある。

イ）代替技術提案を詳細設計（参考）と同等と判断した場合

ロ）技術提案事項は適正であっても、実施する手法等が不備、不明確等であると判断した場合

技術提案事項において、過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）技術提案（以下「オーバースペックな技術提案」という）と判断した場合は、評価しないことがある。

必要に応じて、補足資料（構造図や説明用図表、パンフレット、論文等の抜粋版）を添付し、得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。なお、補足資料については、枚数の制限は設けないが、必要最小限の箇所を抜粋版として添付し、技術提案事項の根拠となる箇所についてアンダーライン等で明示すること。この処理を施していない場合、カタログ等の全てを添付している場合等、技術提案事項の補足資料として不明確と判断した場合は、評価する際の補足資料として取り扱わない場合があるので注意すること。

工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入する。使用する言語は日本語とし、全て横書きとする。

## 第7 代替技術提案審査及び審査結果の通知

### （1）代替技術提案審査

応募者から提出された代替技術提案書について、PFI審査会が当該代替技術提案の採否を審査する。この時点では、代替技術提案の優劣の評価や採点等を行わない。

## (2) 代替技術提案審査結果の通知

代替技術提案の採否についての審査後、「代替技術提案審査結果通知書」(「様式集」(入札説明書 添付3)様式21)を平成29年11月13日(月)に代替技術提案を行った応募者に送付する。代替技術提案の採用が認められなかった応募者は、代替技術提案の不採用の理由について、「代替技術提案採否に関する理由説明要求書」(「様式集」(入札説明書 添付3)様式22)により中国地方整備局に説明要求を行うことができる。なお、代替技術提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

代替技術提案が適正と認められた応募者は、これを反映した入札書類を平成29年12月15日(金)に提出することができる。この時点で代替技術提案を取り止めることもできる。

## 第8 設計業務の実施

事業者は、代替技術提案審査により適正と認められ、かつ入札書類に反映した代替技術提案に基づき、事業協定締結後、設計業務を実施する。

## 第9 責任の所在

### (1) 代替技術提案に関する責任の所在

代替技術提案内容、代替技術提案の実施及び当該代替技術提案が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担する。中国地方整備局が当該代替技術提案を適正であると認めることをもって事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

### (2) 詳細設計(参考)に関する責任の所在

詳細設計(参考)に関する責任は、事業者が負担する。

## 第10 費用の負担

代替技術提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

## 第11 代替技術提案が実施できない場合

適正であると認められた代替技術提案が事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合、建設工期の変更は行わず、当該代替技術提案に係る部分について当初の詳細設計(参考)に基づいて工事を実施する。その際は、事前に中国地方整備局に報告し、その確認を受けるものとする。

なお、上記の場合においても、本事業の工事費及び維持管理費等は当該代替技術提案の実施を見込んだ入札価格のとおりとする。

また、適正であると認められた代替技術提案が事業者の責めに帰すことのできない事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合、中国地方整備局及び事業者双方は、

建設工期及び工事内容等について協議する。

## 第 1 2 提案内容の保護

代替技術提案内容について、応募者のノウハウや技術力、創意工夫と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護するものとする。

前述のとおり、代替技術提案についての質問に対しては質問者にのみ回答し、また、回答書は非公開とする。

代替技術提案に係る審査の議事録等は非公開とする。

代替技術提案の使用については、審査による採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態であると中国地方整備局が文書その他のもので合理的に判断した場合には、中国地方整備局は無償で使用できるものとする。それ以外の場合は、応募者の承諾を得た場合に限り、中国地方整備局はこれを使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

また、適正であると認められた代替技術提案は、本施設の維持管理に関し、中国地方整備局は無償で使用できるものとし、適正であると認められなかった代替技術提案は本事業には使用しない。

## 第 1 3 著作権

詳細設計（参考）に関する著作権は中国地方整備局に帰属する。代替技術提案に基づき変更された設計図書の著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところにより、中国地方整備局、事業者へ帰属する。

## 第 1 4 問合せ先

国土交通省 中国地方整備局 総務部契約課契約係  
住所：〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀 6 番30号  
TEL：(082) 221 - 9231 内線2526  
FAX：(082) 223 - 4345  
Mail：yasugi-pfi-keiyakuka@cgr.mlit.go.jp